

住宅用火災警報器の設置状況調査にご協力ください

消防署の職員が皆様のお宅を訪問し

住宅用火災警報器の設置調査を行います。

全ての住宅で義務化となっている住宅用火災警報器の設置状況調査を行います。無作為抽出により消防職員がお宅を訪問し、玄関先やインターホン越しで聞き取り調査を行いますので、皆様のご協力をお願いします。

【調査期間】

平成31年5月11日（土）～平成31年5月24日（金） 午前10時～午後5時

【調査方法】

総務省消防庁より示された調査方法（無作為抽出）により、消防職員が直接訪問して質問を行います。

なお玄関先やインターホン越しで調査を行いますので、住宅内へ入ることはありません。

【調査内容】

- ① 住宅用火災警報器の設置の有無
- ② 住宅用火災警報器を設置している場合は、設置の場所
- ③ 住宅用火災警報器を設置していない場合は、設置していない理由
- ④ 住宅用火災警報器の点検（作動確認）の有無と結果

※ 回答者の任意協力による調査になりますので、ご回答いただけない場合はお断り
いただいております。

悪質な業者にご注意ください！！

不適正な訪問販売や電話勧誘等が増加しています。消防署や市役所、町役場の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の販売等を行うことはありません。これらの悪質な業者にはご注意ください。

なお、不適正業者と思われる者が訪問した場合、消防署へ情報提供をお願いします。

また、住宅用火災警報器等の設置についての詳細は、お近くの消防署にお問い合わせ頂くか、児玉郡市広域消防本部ホームページ内の『生活安心情報』でご覧になれます。

問い合わせ先：児玉郡市広域消防本部

〒367-0035 本庄市西富田904番地3

◆予 防 課 0495-24-8392（平日8時30分から17時15分まで）
又は

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ◆中央消防署 0495-24-8395 | ◆本庄分署 0495-21-2177 |
| ◆児玉分署 0495-72-1581 | ◆美里分署 0495-76-1190 |
| ◆神川分署 0495-77-2086 | ◆神泉分署 0274-52-3409 |
| ◆上里分署 0495-33-0442 | （消防署・分署は24時間対応可能） |